



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
L P ガス等小売業者が同族会社へ支払った業務委託費

～ 必要経費とは認められないとした事例 ～

今回は、個人事業主と同族会社の代表者を兼務する者が、事業主自身が従事する業務を会社に外注し、外注費を支払った場合、その外注費が必要経費に該当するか否かを争った事例をご紹介します。

(平成30年4月19日大阪地裁・棄却・控訴・Z888-2201)

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

Aの屋号でL P ガス、A重油、灯油等の燃料小売業を営む原告は、平成22年分から平成24年分までの所得税の確定申告において、原告が代表者を務めるB社にAの業務を委託したとして、その外注費(年665万円ないし692万円)を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して申告しました。

本件は、兵庫税務署長が、外注費を必要経費に算入することは、事業経営者自身に対する報酬を必要経費として認めることと等しい効果が認められ、原告の所得税の負担を不当に減少させる結果となるとして、所得税法157条1項の規定を適用して更正処分等をした事案です。

<大阪地裁の判断>

大阪地裁は、本件外注費の必要経費該当性について、認定事実に基づき、次のように判示しました。

- 1 本件外注費の金額は、原告が委託業務に従事した日数(年266日ないし284日)に1日当たり2万円又は2万5000円の単価を乗じて計算されている。原告は、配達販売等の業務の遂行に必要な液化石油ガスの販売登録及び保安機関の認定を受けていたが、B社は上記登録及び認定を受けていなかった。また、原告は、Aの事業用の資産として、石油貯蔵タンク、石油防油堤等の設備及びタンクローリー車2台等を保有し、これらの設備、車両等を使用して配達販売を行っており、その燃料代等の経費も全て原告が負担していたが、B社は、上記のような設備、車両等を保有していなかった。
- 2 上記事情によれば、原告は、自己の個人事業Aに係る業務全般を、自己の保有する設備、車両等や資格を用いて、日常的に、自己の経験と判断に基づき、自己の労力及び経費負担をもって遂行していたものというべきである。そして、業務委託に係る取決め又は取引については、契約書等の書面が作成されておらず、契約の重要な要素についても明確に定められていないなど、一般的な事業者間の業務委託契約や労働者派遣契約とは明らかに異質のものであることも考慮すると、原告による委託業務の遂行の実質は、B社による役務の提供(業務委託)や労働力の提供(労働者派遣)といったものではなく、正に原告が自らAの事業主として主体的にその業務を遂行していたものというほかはない。
- 3 そうすると、Aの業務に関し、Aたる原告がB社に対し配達販売を委託し、B社がこれを遂行し、原告からB社に対し外注費が支払われたという形式及び外観が存在するものの、その実質は、原告が自らAの事業主としてその業務を遂行する一方で、本件取決めに基づく取扱いを継続することにより、本来支払う必要のない事業主自身の労働の対価(報酬)を、「外注配達費」や「人夫派遣費」という名目で外注費としてB社に支払っていたものといわざるを得ない。
- 4 以上によれば、本件外注費は、社会通念上、Aの業務の遂行上必要であるとはいはず、必要経費要件を欠くものと認められるから、原告の事業所得に係る必要経費には該当しないというべきである。なお、本件外注費が必要経費に該当しない以上、本件取引が所得税法157条1項の規定による同族会社の行為計算否認の対象となるかについては、判断する必要がない。

..... (税法データベース編集室 市野瀬 翁子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判15頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第305号(平成30年12月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX(03)3350-4628